

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

- 総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

訓 令

- 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 10
○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令……………（人事課） 13

北 海 道 北海道教育委員会 訓 令 北海道警察本部

- 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令……………（経済部総務課） 14

規 則

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第53号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則

総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。
水産林務部の項 3 の事項(15)中「第22条の 8 第 1 項第 5 号」を「第60条第 1 項第 5 号」に、
「第22条の11第 1 項第 3 号」を「第63条第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第54号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 款 衛生学院（第98条－第100条）」を「第 6 款 削除」に改める。

第 5 条第 2 項の表総合政策部の項中「新幹線・交通企画局」を「交通政策局 航空局」に改め、同表農政部の項中「食の安全推進局」を「食の安全推進局 生産振興局」に改め、同表建設部の項中「建設管理局 空港港湾局」を「建設政策局」に改め、同条第 3 項の表新幹線・交通企画局の項中「新幹線・交通企画局」を「交通政策局」に、「新幹線推進室」を「新幹線推進室 物流港湾室」に改め、同表環境局の項中「エゾシカ対策室」を削り、同表空港港湾局の項を削る。

第 6 条第 2 項の表中

新幹線・交通企画局	地域交通課
-----------	-------

を

交 通 政 策 局	交通企画課
地域づくり支援局	地域政策課

に改め、同表環境局の項中「自然環境課」を「生物多様性保全課 エゾシカ対策課」に改め、同表食の安全推進局の項中「農産振興課 畜産振興課 技術普及課」を削り、同項の次に次のように加える。

生 産 振 興 局	農産振興課 畜産振興課 技術普及課
-----------	-------------------

第 6 条第 2 項の表農業経営局の項中「農業経営課 農業支援課」を「農業経営課」に改め、同表建設管理局の項中「建設管理局」を「建設政策局」に、「建設情報課 技術管理課」を「施設防災課 建設管理課」に改め、同表空港港湾局の項を削る。

第 7 条第 2 項の総務部危機対策局の事項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 防災教育に関すること（教育委員会の所掌に属するものを除く。）。

第 7 条第 2 項の総合政策部政策局の事項中第 7 号を第 8 号とし、第 4 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 全国知事会議に関すること。

第 7 条第 2 項の総合政策部新幹線・交通企画局の事項中「総合政策部新幹線・交通企画局」を「総合政策部交通政策局」に改め、同事項第 2 号中「運輸交通」の次に「及び物流」を加え、同事項第 3 号を削り、同事項の次に次の 1 事項を加える。

総合政策部航空局

(1) 空港に関すること。

(2) 地域の航空に関すること。

(3) 新千歳空港の24時間運用対策に関すること。 第7条第2項の環境生活部環境局の事項第3号中「自然環境の保全」を「生物の多様性の保全等」に改め、同事項に次の1号を加える。 (4) エゾシカ対策の推進に関すること。 第7条第2項の農政部食の安全推進局の事項中第2号から第5号までを削り、第1号の番号を削り、同事項の次に次の1事項を加える。 農政部生産振興局 (1) 農畜産物の生産振興及び流通に関すること。 (2) 農業に係る環境保全に関すること。 (3) 家畜衛生に関すること。 (4) 農業技術の改良普及に関すること。 第7条第2項の水産林務部林務局の事項第3号中「及び林道」を削り、同項の水産林務部森林環境局の事項第1号中「森林の総合利用」を「木育を通じた協働の森林づくり」に改め、同事項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同事項の次に次の1事項を加える。 建設部建設政策局 (1) 建設政策の総合調整に関すること。 (2) 公共土木施設に係る防災施策の推進に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。 (3) 建設業の許可及び指導に関すること。 (4) 道路、河川、港湾等に係る土木工事の設計基準等及び土木技術に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。 (5) 津波防災まちづくりに関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。 第7条第2項の建設部建設管理局の事項及び建設部空港港湾局の事項を削り、同条第3項の総合政策部新幹線・交通企画局新幹線推進室の事項中「総合政策部新幹線・交通企画局新幹線推進室」を「総合政策部交通政策局新幹線推進室」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。 総合政策部交通政策局物流港湾室 (1) 物流に係る企画及び総合調整に関すること。 (2) 港湾物流に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 (3) 海上交通に関すること。 (4) 港湾統計に関すること。 (5) 苫小牧港管理組合及び石狩湾新港管理組合との連絡に関すること。 (6) 離島等の連絡船舶の運航確保に関すること。 第7条第3項の環境生活部環境局エゾシカ対策室の事項及び建設部空港港湾局空港活性化推進室の事項を削る。	第8条の総務課の事項中第15号を第16号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。 (12) 第二種普通財産の管理及び処分に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。 第8条の3第3項中「うち」の次に「第6号（本庁における文書の引継ぎ並びに引継ぎを受けた文書の保存、貸出し及び廃棄に係るものに限る。）及び」を加える。 第8条の6の危機対策課の事項中第14号を第16号とし、第9号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加える。 (9) 地震・津波対策に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 (10) 防災教育に関すること（教育委員会の所掌に属するものを除く。）。 第9条の総務課の事項中第2号を削り、第3号を第2号とする。 第9条の5（見出しを含む。）中「総合政策部新幹線・交通企画局」を「総合政策部交通政策局」に改め、同条の地域交通課の事項中「地域交通課」を「交通企画課」に改め、同条の次に次の1条を加える。 （総合政策部地域づくり支援局の課） 第9条の6 総合政策部地域づくり支援局の課の分掌事務は、次のとおりとする。 地域政策課 (1) 地域振興施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 過疎地域、離島等の振興及び集落対策の促進に関すること。 (3) 移住、交流施策等の推進に関すること。 第10条の3の自然環境課の事項中「自然環境課」を「生物多様性保全課」に改め、同事項第1号中「自然環境の保全」を「生物の多様性の保全等」に改め、同事項第3号を削り、同事項第4号中「野生生物」を「野生鳥獣」に、「他部局課」を「他部課」に改め、同号を同事項第3号とし、同事項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同号の前に次の2号を加える。 (4) 外来種対策に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。 (5) 希少野生動植物の保護に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。 第10条の3に次の1事項を加える。 エゾシカ対策課 (1) エゾシカ対策に係る企画及び総合調整に関すること。 (2) エゾシカの生息状況に関すること。 (3) エゾシカによる被害状況に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。 (4) エゾシカの捕獲に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。 (5) エゾシカの有効活用に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。 第12条の2の医療業務課の事項第8号中「衛生学院及び」を削る。
--	---

第12条の3の国保医療課の事項第8号を削る。

第13条の総務課の事項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第13条の2の中小企業課の事項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

第13条の3の産業振興課の事項に次の1号を加える。

(10) 情報産業の振興及び産業等の情報化の推進に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第14条の食品政策課の事項第5号中「農業ビジネス」を「6次産業化」に改め、「こと」の次に「（他部の主管に属するものを除く。）」を加え、同事項第10号から第14号までを削り、同条の農産振興課の事項、畜産振興課の事項及び技術普及課の事項を削る。

第14条の3を第14条の4とする。

第14条の2の農業経営課の事項に次の8号を加える。

(10) 経営構造対策に関すること。

(11) 新山村振興等農林漁業特別対策に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

(12) アイヌ農林漁業対策に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

(13) 農業就業構造の改善に関すること。

(14) 生産総合対策に関すること。

(15) 農業協同組合、農業共済組合等の指導監督に関すること。

(16) 農業倉庫に関すること。

(17) 農業災害補償に関すること。

第14条の2の農業支援課の事項を削り、同条を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。

（農政部生産振興局の課）

第14条の2 農政部生産振興局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

農産振興課

(1) 農産物の生産振興及び流通に関すること。

(2) 米の生産調整に関すること。

(3) てん菜の糖業に関すること。

(4) 種苗に関すること。

畜産振興課

(1) 畜産物の生産振興及び流通に関すること。

(2) 畜産環境に関すること。

(3) 家畜及び家きんの改良増殖に関すること。

(4) 家畜衛生に関すること。

- (5) 乳質改善指導に関すること。
- (6) 飼料作物の生産及び利用に関すること。
- (7) 流通飼料に関すること。
- (8) 公共用草地の管理運営の指導に関すること。
- (9) 家畜市場に関すること。
- (10) 動物用医薬品に関すること。
- (11) 養蜂に関すること。
- (12) 獣医師、装てい師、家畜人工授精師及び家畜商に関すること。
- (13) 獣医療に関すること。
- (14) 家畜保健衛生所に関すること。

技術普及課

- (1) 農業技術の改良普及に関すること。
- (2) 地域農業技術の支援に関すること。
- (3) 農業気象に関すること。
- (4) 農業に係る試験研究の連携に関すること。
- (5) 農業改良普及センターに関すること。
- (6) 農業生産資材に関すること。
- (7) 植物防疫に関すること。
- (8) 農業に係る環境保全に関すること。
- (9) 農業に係るバイオマスに関すること。
- (10) 病虫害防除所に関すること。

第16条の2の森林計画課の事項第4号中「林道」を「民有林の土地利用調整」に改め、同事項第5号を削り、同条の森林整備課の事項第3号中「森林病虫害等の防除及び森林保険」を「路網の整備」に改め、同号を同事項第4号とし、同事項第2号中「林業用種苗の生産指導及び需給調整」を「森林の保護・種苗・保険」に改め、同号を同事項第3号とし、同事項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 森林整備の企画調整に関すること。

第16条の2の治山課の事項第5号を削る。

第17条の森林活用課の事項第1号中「森林の総合利用」を「木育を通じた協働の森林づくり」に改め、同事項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条の道有林課の事項第5号中「林道」を「路網」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「建設部建設管理局」を「建設部建設政策局」に改め、同条の建設政策課の事項中第2号を削り、第1号の号番号を削り、同事項の次に次の1事項を加える。

施設防災課

(1) 公共土木施設に係る防災体制の整備に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
 (2) 道路、河川、港湾等に係る防災施設整備の推進及び市町村施設整備の支援に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
 (3) 津波防災まちづくりに関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
 第19条の建設情報課の事項中「建設情報課」を「建設管理課」に改め、同事項に次の2号を加える。
 (9) 土木工事の積算基準等に関すること。
 (10) 土木技術に関すること。
 第19条の技術管理課の事項を削る。
 第19条の2を削る。
 第20条の2の都市計画課の事項に次の2号を加える。
 (8) 北海道新幹線の建設に関連する公共事業等に係る調整に関すること。
 (9) 次世代北方型居住空間モデル構想に関すること。
 第20条の3の建築指導課の事項中第16号を第17号とし、第5号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。
 (5) 低炭素建築物の普及の促進に関すること。
 第23条第2項中「検査課」を「財務指導課」に改め、同条第3項中「審査課」を「審査第一課、審査第二課」に改める。
 第24条の総務課の事項第1号中「財務事務」を「出納局の事務」に改め、同事項第4号を削り、同事項第5号中「、会計職員及び資金前渡員」を「及び会計職員」に改め、同号を同事項第4号とし、同事項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条の検査課の事項中「検査課」を「財務指導課」に改め、第4号を第6号とし、同事項第3号中「会計職員の研修」を「財務事務の検査」に改め、同号を同事項第5号とし、同事項第2号中「検査」を「研修」に改め、同号を同事項第4号とし、同事項中第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。
 (1) 財務事務の企画及び総合調整に関すること。
 (2) 財務に関する規則及び規程に関すること。
 第24条第2項の審査課の事項中「審査課」を「審査第一課及び審査第二課」に改め、同項の職員事務課の事項第3号中「及び子ども手当」を削る。
 第26条第2項の表中「食の安全推進局畜産振興課」を「生産振興局畜産振興課」に、「建設管理局建設情報課」を「建設政策局建設管理課」に改める。
 第29条の表中「新幹線・交通企画局地域交通課」を「交通政策局交通企画課」に、「北海道地方障害者施策推進協議会」を「北海道障がい者施策推進審議会」に、「農業経営局農業支援課」を「農業経営局農業経営課」に、「建設管理局建設情報課」を「建設政策局建設管

理課」に改める。
 第35条の3第3項中「治山林道」を「治山路網」に改める。
 第38条第1項の表中「子ども・健康推進課」及び「子ども・保健推進課」を「健康推進課」に改め、同条第2項の表後志総合振興局産業振興部商工労働観光課オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課の項中「オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課」を削り、「観光室」を「観光戦略室」に改め、同表上川総合振興局産業振興部商工労働観光課の項中「食産業振興室」を「食・観光戦略室」に改め、同表留萌振興局産業振興部農務課の項の次に次のように加える。

オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課	観光室
------------------------	-----

第39条第1項の森林室の事項第1号中「森林の総合利用」を「木育を通じた協働の森林づくり」に改め、同事項第8号中「林道」を「路網」に改め、同項第9号及び第10号中「治山林道」を「治山路網」に改める。
 第40条の2第1項の社会福祉課の事項に次の2号を加える。
 (9) 母子福祉及び児童福祉に関すること。
 (10) 家庭児童相談室に関すること。
 第40条の2第2項の子ども・健康推進課の事項中「子ども・健康推進課」を「健康推進課」に改め、第2号及び第3号を削り、第1号の号番号を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。
 第40条の3中「上川総合振興局に」の次に「、同事項第7号に掲げる事務にあっては石狩振興局、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局に」を加え、同条の林務課の事項第3号中「造林」を「森林の整備」に改め、同事項第4号中「、治山及び林道」を「及び治山」に改め、同事項第5号中「木材業者、製材業者並びに合板及び単板業者」を「木材産業の振興」に改め、同事項第7号中「みどりの環境づくり」を「木育を通じた協働の森林づくりの推進」に改め、同条の建設指導課の事項中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。
 (9) 低炭素建築物の普及の促進に関すること。
 第40条の4の管理課の事項第3号中「森林の総合利用」を「木育を通じた協働の森林づくり」に改め、同条の森林整備課の事項第6号中「林道」を「路網」に改める。
 第40条の5第1項の建設指導課の事項中第15号及び第16号を削り、第14号を第17号とし、第7号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の3号を加える。
 (7) 民間住宅に関すること。
 (8) 建築物の耐震改修の促進に関すること。
 (9) 低炭素建築物の普及の促進に関すること。
 第44条の2第4項中「第43条第4号」を「第43条第3号及び第4号」に改める。

第87条の4第1項中「、総合発達支援センター」の次に「、リハビリテーション課」を加え、「相談支援室」を「地域連携室」に改め、同項の総合発達支援センターの事項第2号から第5号までを削り、同事項第6号中「及び訓練諸室」を削り、同号を同事項第2号とし、同事項第7号中「及び訓練」を削り、同号を同事項第3号とし、同事項の次に次の1事項を加える。

リハビリテーション課

- (1) 理学療法に関すること。
- (2) 作業療法に関すること。
- (3) 機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助に関すること。
- (4) 両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査に関すること。
- (5) リハビリテーション課の訓練諸室の管理に関すること。
- (6) リハビリテーション課の訓練に係る諸記録の整理及び保管に関すること。

第87条の4第2項中「相談支援室に相談支援課」を「地域連携室に地域連携課」に改め、同条第3項を削る。

第3章第5節第6款を次のように改める。

第6款 削除

第98条から第100条まで 削除

第102条中「保健師助産師看護師法」の次に「（昭和23年法律第203号）」を加える。

第118条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 身体障害者手帳に関すること。

第119条の医務課の事項を次のように改める。

医務課

- (1) 心身障害者に対する医学的判定及び職能的判定並びにこれらに付随する指導及び訓練に関すること。
- (2) 身体障害者手帳に関すること。

第131条第2項中「母子入院施設」を「入院施設」に改める。

第178条の表中

札幌高等技術専門学院	庶務課	訓練第一課	訓練第二課	能力開発総合センター
函館高等技術専門学院	庶務課	訓練課		能力開発総合センター

を

札幌高等技術専門学院	庶務課	訓練課	能力開発総合センター
函館高等技術専門学院			

に改める。

第179条の訓練第一課の事項及び訓練第二課の事項を削る。

第181条第1項中「第16条第5項」を「第16条第4項」に改める。

第262条の16の表中「子ども・健康推進課」及び「子ども・保健推進課」を「健康推進課」に改める。

第262条の17第1項中「渡島保健所、江差保健所、江別保健所、倶知安保健所、岩見沢保健所、室蘭保健所、浦河保健所、上川保健所、留萌保健所、稚内保健所、網走保健所、帯広保健所、釧路保健所及び根室保健所」を「保健所」に改め、同項の企画総務課の事項第1号中「並びに地域保健及び福祉」を「及び地域保健対策」に改め、同項の子ども・健康推進課の事項中「子ども・健康推進課」を「健康推進課」に改め、同事項第9号中「、乳幼児及び老人」を「及び乳幼児」に改め、同事項中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 後期高齢者医療に関すること。

第262条の17第2項中「室蘭保健所」の次に「、苫小牧保健所」を、「稚内保健所」の次に「、北見保健所」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「釧路保健所」を「北見保健所及び釧路保健所」に改め、同項を同条第3項とする。

第262条の18を次のように改める。

第262条の18 削除

第279条の3の表中「石狩振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課」を「石狩振興局保健環境部保健行政室健康推進課」に、「後志総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課」を「後志総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課」に、「日高振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課」を「日高振興局保健環境部保健行政室健康推進課」に、「根室振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課」を「根室振興局保健環境部保健行政室健康推進課」に、「各総合振興局の保健環境部保健行政室子ども・健康推進課」を「各総合振興局の保健環境部保健行政室健康推進課」に、「各振興局の保健環境部保健行政室子ども・保健推進課」を「各振興局の保健環境部保健行政室健康推進課」に改める。

別表第1の10の事項の表空知総合振興局札幌建設管理部当別ダム建設事務所の項を削る。

別表第9総合政策部の項を次のように改める。

総合政策部	交通企画監	上司の命を受け、交通施策、物流施策及び空港港湾整備の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	地域振興監	上司の命を受け、地域振興、地域主権の推進、市町村その他公共団体の行政及び統計調査に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

別表第9農政部の項中「及び農畜産物の販路拡大」を削り、同表総合政策部科学IT振興

局総合研究機構運営支援室の項中「総合政策部科学 I T 振興局総合研究機構運営支援室」を「総合政策部科学 I T 振興局研究法人室」に改め、同表農政部食の安全推進室技術普及課の項中「農政部食の安全推進室技術普及課」を「農政部生産振興局技術普及課」に改める。

別表第10の(1)の事項の表中「衛生学院の教育課 看護学院」を「看護学院」に、「高等技術専門学院の訓練課、訓練第一課及び訓練第二課」を「高等技術専門学院の訓練課」に改める。

別表第11の(1)の事項の表中

子ども総合医療・療育センター	小児医療監	を
	療育監	

」

子ども総合医療・療育センター	副センター長（小児医療）	に改め、同
	副センター長（療育）	
衛生研究所	医療参事	上司の命を受け、保健及び医療に関する専門の技術に係る事務に従事する。

」

表衛生学院の課の項を削り、同表病虫害防除所の項中「整理する」を「処理する」に、同表中「高等技術専門学院の訓練課、訓練第一課、訓練第二課及び能力開発総合センター」を

「高等技術専門学院の訓練課及び能力開発総合センター」に、「道立診療所 衛生学院の課」を

「道立診療所」に、「高等技術専門学院の能力開発総合センター」を「高等技術専門学院の庶務課及び能力開発総合センター」に、「障害者職業能力開発校の訓練第二課」を「障害者職業能力開発校の庶務課及び訓練第二課」に、「総合振興局等の保健環境部保健行政室及び保健環境部地域保健室の子ども・健康推進課及び子ども・保健推進課並びに保健環境部地域保健室の健康推進課」を「総合振興局等の保健環境部保健行政室及び保健環境部地域保

「総合振興局」

健室の健康推進課」に、
等の保健環境部保健行政室の子ども・健康推進課及び生活衛生課
を
総合振興局等の保健環境部地域保健室の健康推進課及び生活衛生課
に改める。

別表第16病虫害防除所長の項中「農政部食の安全推進局食品政策課農業環境担当課長」を「農政部生産振興局技術普及課農業環境担当課長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

総合政策部総務課（企画グループの職員である者に限る。）	総合政策部政策局
総合政策部新幹線・交通企画局地域交通課	総合政策部交通政策局交通企画課
総合政策部新幹線・交通企画局新幹線推進室	総合政策部交通政策局新幹線推進室
総合政策部新幹線・交通企画局（新千歳空港周辺対策グループの職員及び公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定により財団法人新千歳空港周辺環境整備財団に派遣している職員である者に限る。）	総合政策部航空局
総合政策部地域づくり支援局	総合政策部地域づくり支援局地域政策課
環境生活部環境局自然環境課	環境生活部環境局生物多様性保全課
環境生活部環境局エゾシカ対策室（捕獲支	環境生活部環境局エゾシカ対策課

援に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。)		出納局集中業務室審査課（審査第一グループ、審査第二グループ、審査第三グループ及び審査第四グループの職員である者に限る。）	出納局集中業務室審査第一課
環境生活部環境局エゾシカ対策室（捕獲支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部環境局生物多様性保全課		
経済部経営支援局中小企業課（情報産業の振興及び産業等の情報化の推進に関する事務を処理すべきこととされている職員に限る。）	経済部産業振興局産業振興課	出納局集中業務室審査課（審査第五グループ、審査第六グループ、審査第七グループ及び審査第八グループの職員である者に限る。）	出納局集中業務室審査第二課
農政部食の安全推進局食品政策課（農業環境・バイオマスグループの職員である者に限る。）	農政部生産振興局技術普及課	子ども総合医療・療育センター相談支援室相談支援課	子ども総合医療・療育センター地域連携室地域連携課
農政部食の安全推進局農産振興課	農政部生産振興局農産振興課	子ども総合医療・療育センター総合発達支援センター訓練課	子ども総合医療・療育センターリハビリテーション課
農政部食の安全推進局畜産振興課	農政部生産振興局畜産振興課	札幌高等技術専門学院訓練第一課	札幌高等技術専門学院訓練課
農政部食の安全推進局技術普及課	農政部生産振興局技術普及課	札幌高等技術専門学院訓練第二課	札幌高等技術専門学院訓練課
農政部農業経営局農業支援課	農政部農業経営局農業経営課	空知総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課（子ども未来係の職員である者を除く。）	空知総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課
水産林務部林務局森林計画課（林道に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部林務局森林整備課	石狩振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課（子ども未来係の職員である者を除く。）	石狩振興局保健環境部保健行政室健康推進課
建設部（苫小牧港管理組合及び石狩湾新港管理組合に派遣している参事の職務に係る者に限る。）	総合政策部	後志総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課（子ども未来係の職員である者を除く。）	後志総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課
建設部建設管理局建設政策課（新幹線基盤支援グループの職員である者を除く。）	建設部建設政策局建設政策課	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光室	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光戦略室
建設部建設政策局建設政策課（新幹線基盤支援グループの職員である者に限る。）	建設部まちづくり局都市計画課	胆振総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課（子ども未来係の職員である者を除く。）	胆振総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課
建設部建設管理局建設情報課	建設部建設政策局建設管理課	日高振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課（子ども未来係の職員である者を除く。）	日高振興局保健環境部保健行政室健康推進課
建設部建設管理局技術管理課	建設部建設政策局建設管理課	渡島総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課（子ども未来係の職員である者を除く。）	渡島総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課
建設部空港港湾局（苫小牧港管理組合及び石狩湾新港管理組合に派遣している職員である者に限る。）	総合政策部交通政策局	檜山振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課（子ども未来係の職員である者を除く。）	檜山振興局保健環境部保健行政室健康推進課
建設部空港港湾局空港活性化推進室	総合政策部航空局	上川総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課（子ども未来係の職員である者を除く。）	上川総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課
建設部空港港湾局物流港湾課	総合政策部交通政策局物流港湾室		
建設部土木局砂防災害課（防災グループの職員である者に限る。）	建設部建設政策局施設防災課		
出納局総務課（財務制度グループの職員である者に限る。）	出納局財務指導課		
出納局検査課	出納局財務指導課		

る者を除く。)		出納局集中業務室財産管理課主幹（財産運用グループの第二種普通財産に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部総務課主幹
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課食・観光戦略室観光振興係	札幌高等技術専門学院庶務課庶務係長	札幌高等技術専門学院庶務課主査
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課食産業振興室	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課食・観光戦略室	札幌高等技術専門学院庶務課経理係長	札幌高等技術専門学院庶務課主査
留萌振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課（子ども未来係の職員である者を除く。）	留萌振興局保健環境部保健行政室健康推進課	札幌高等技術専門学院訓練第一課長	札幌高等技術専門学院訓練課長
宗谷総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課（子ども未来係の職員である者を除く。）	宗谷総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課	札幌高等技術専門学院訓練第二課長	札幌高等技術専門学院能力開発総合センター長
オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課（子ども未来係の職員である者を除く。）	オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課	障害者職業能力開発校庶務課庶務係長	障害者職業能力開発校庶務課主査
十勝総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課（子ども未来係の職員である者を除く。）	十勝総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課	障害者職業能力開発校庶務課経理係長	障害者職業能力開発校庶務課主査
釧路総合振興局保健環境部保健行政室子ども・健康推進課（子ども未来係の職員である者を除く。）	釧路総合振興局保健環境部保健行政室健康推進課	空知総合振興局地域政策部主幹	空知総合振興局地域政策部地域政策課主幹
根室振興局保健環境部保健行政室子ども・保健推進課（子ども未来係の職員である者を除く。）	根室振興局保健環境部保健行政室健康推進課	空知総合振興局地域政策部主査	空知総合振興局地域政策部地域政策課主査
3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。		空知総合振興局産業振興部農務課主査（食の安全・安心に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局産業振興部農務課食品政策係長
農政部食の安全推進局農産振興課長	農政部生産振興局農産振興課長	空知総合振興局産業振興部農務課農業支援係長	空知総合振興局産業振興部農務課主査
農政部食の安全推進局農産振興課園芸担当課長	農政部生産振興局農産振興課園芸担当課長	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課主査（職員の任免に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課総括係長
農政部食の安全推進局畜産振興課長	農政部生産振興局畜産振興課長	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課主査（公有財産の取得等に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課管財係長
農政部食の安全推進局畜産振興課家畜衛生担当課長	農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生担当課長	石狩振興局地域政策部地域政策課統計係長	石狩振興局地域政策部地域政策課主査
農政部食の安全推進局技術普及課長	農政部生産振興局技術普及課長	石狩振興局産業振興部農務課農業支援係長	石狩振興局産業振興部農務課主査
建設部建設管理局建設政策課政策調整担当課長	建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光室長	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光戦略室長
建設部建設管理局建設政策課新幹線基盤支援担当課長	建設部まちづくり局都市計画課新幹線基盤支援担当課長	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光室観光振興係長	後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光戦略室観光振興係長
建設部建設管理局建設情報課建設業担当課長	建設部建設政策局建設管理課建設業担当課長	後志総合振興局産業振興部農務課農業支援係長	後志総合振興局産業振興部農務課主査
		後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課主査（職員の任免に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課総括係長

る。)		ととされている者に限る。)	
後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課主査（公有財産の取得等に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課管財係長	上川総合振興局産業振興部農務課農業支援係長	上川総合振興局産業振興部農務課主査
胆振総合振興局産業振興部農務課主査（食の安全・安心に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	胆振総合振興局産業振興部農務課食品政策係長	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課主査（職員の任免に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課総括係長
胆振総合振興局産業振興部農務課生産振興係長	胆振総合振興局産業振興部農務課主査	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課主査（公有財産の取得等に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課管財係長
胆振総合振興局産業振興部農務課農業支援係長	胆振総合振興局産業振興部農務課主査	留萌振興局産業振興部商工労働観光課労働係長	留萌振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長
胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課主査（職員の任免に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課総括係長	留萌振興局産業振興部商工労働観光課商工振興係長	留萌振興局産業振興部商工労働観光課主査
胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課主査（公有財産の取得等に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課管財係長	留萌振興局産業振興部商工労働観光課指導保安係長	留萌振興局産業振興部商工労働観光課主査
日高振興局産業振興部農務課農業支援係長	日高振興局産業振興部農務課主査	留萌振興局産業振興部農務課農業支援係長	留萌振興局産業振興部農務課主査
渡島総合振興局産業振興部農務課農業支援係長	渡島総合振興局産業振興部農務課主査	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課主査（職員の任免に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課総括係長
渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課主査（職員の任免に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課総括係長	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課主査（公有財産の取得等に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課管財係長
渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課主査（公有財産の取得等に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課管財係長	宗谷総合振興局産業振興部農務課農業支援係長	宗谷総合振興局産業振興部農務課主査
檜山振興局産業振興部農務課農業支援係長	檜山振興局産業振興部農務課主査	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課主査（職員の任免に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課総括係長
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係長	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課食・観光戦略室観光振興係長	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課主査（公有財産の取得等に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課管財係長
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（観光の振興に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課食・観光戦略室主査	オホーツク総合振興局産業振興部農務課農業支援係長	オホーツク総合振興局産業振興部農務課主査
上川総合振興局産業振興部農務課主査（食の安全・安心に関する事務を処理すべきこ	上川総合振興局産業振興部農務課食品政策係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課主査（職員の任免に関する事務を処理すべきこととされている者に	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課総括係長

限る。)		(北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部改正)
オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課主査（公有財産の取得等に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課管財係長	
十勝総合振興局産業振興部農務課主査（食の安全・安心に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	十勝総合振興局産業振興部農務課食品政策係長	5 北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則（平成22年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。 第1項第5号中「第40条の2第2項の子ども・健康推進課の事項第2号」を「第40条の2第1項の社会福祉課の事項第9号」に改め、同項第8号中「、第7号」を削り、エからカまでを削り、キをエとし、クからスまでをオからコまでとし、第2項第6号中「子ども・健康推進課の事項第1号」を「健康推進課の事項」に改め、「（同条第4項の規定により子ども・保健推進課が分掌する事務を含む。）」を削る。
十勝総合振興局産業振興部農務課農業支援係長	十勝総合振興局産業振興部農務課主査	
十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課主査（職員の任免に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課総括係長	訓令
十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課主査（公有財産の取得等に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課管財係長	
十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課下水道係長	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課公園下水道係長	北海道訓令第5号
釧路総合振興局産業振興部農務課農業支援係長	釧路総合振興局産業振興部農務課主査	
釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課主査（職員の任免に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課総括係長	本庁 出先機関
釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課主査（公有財産の取得等に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課管財係長	
根室振興局産業振興部農務課農業支援係長	根室振興局産業振興部農務課主査	北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成25年3月29日 北海道知事 高橋 はるみ
（北海道職員倫理規則の一部改正）		
4 北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）の一部を次のように改正する。 別表第1中第20号を第22号とし、第4号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。 5 交通企画監 別表第1第2号の次に次の1号を加える。 3 北方領土対策本部長		

すべきことを勧告すること。

- (3) 第34条の規定に基づき、指定外来種の個体の飼養等をする者又は指定外来種の販売を業として行う者に対し、必要な助言又は指導をすること。
- (4) 第36条の規定に基づき、第35条の規定に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき措置をとるべきことを命ずること。
- (5) 第37条第1項の規定に基づき、第35条本文に規定する行為を行い、又は行おうとしている者に対し、指定外来種の個体の取扱いの状況等について報告を求めること。
- (6) 第37条第2項の規定に基づき、職員に、第35条本文に規定する行為を行い、又は行おうとしている者が所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、指定外来種の個体の取扱いの状況等について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が生物の多様性に及ぼす影響について調査をさせること。
- (7) 第39条第1項の規定に基づき、職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、指定外来種の捕獲、採取若しくは殺処分をさせ、又は当該指定外来種の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させること。
- (8) 第39条第2項の規定に基づき、土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者に、職員に同条第1項の規定による行為をさせる旨を通知し、意見を述べる機会を与えること。
- (9) 第44条の規定に基づき、指定希少野生動植物種の個体の所有者又は占有者に対し、その個体の取扱いに関し必要な助言又は指導をすること。
- (10) 第53条第1項の規定に基づき、指定希少野生動植物種の個体の取扱いの状況等について報告を求め、又は職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- (11) 第62条第1項の規定に基づき、特定希少種事業者に対し、その特定希少種事業に関し報告を求め、又は職員に、その特定希少種事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- (12) 第64条の規定に基づき、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法等に関し必要な助言又は指導をすること。
- (13) 第70条第2項の規定に基づき、職員に、生息地等保護区の区域内において同条第1項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が指定希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせること。
- (14) 第74条第1項の規定に基づき、生物多様性保護取締員を任命すること。
- (15) 第75条第1項の規定に基づき、生物多様性保護監視員を任命すること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第9項中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号から第14号までを5号ずつ繰り上げ、第15号を削り、同項第16号中「政令」を「身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）」に改め、同号を同項第10号とし、同事項第15項第25号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同事項第17項第64号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第3条」を「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）第4条第3項」に改め、同号を同項第87号とし、同項中第23号から第63号までを23号ずつ繰り下げ、第22号を第29号とし、同号の次に次の16号を加える。

- (30) 第24条の19の2において準用する第21条の5の25第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者からの業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。
- (31) 第24条の19の2において準用する第21条の5の25第3項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者からの届出事項に変更があった旨の届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。
- (32) 第24条の19の2において準用する第21条の5の25第4項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者からの同条第2項各号に掲げる区分の変更に係る届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。
- (33) 第24条の19の2において準用する第21条の5の26第1項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者に対し、報告若しくは帳簿書類等の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること（札幌市の区域に係るものを除く。）。
- (34) 第24条の19の2において準用する第21条の5の27第1項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。
- (35) 第24条の19の2において準用する第21条の5の27第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者が勧告に従わなかった旨を公表すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。
- (36) 第24条の19の2において準用する第21条の5の27第3項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（札幌市の区域に係るものを除く。）。
- (37) 第24条の38第2項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者からの業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。
- (38) 第24条の38第3項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者からの届出事項に変更があった旨の届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。
- (39) 第24条の38第4項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者からの同条第2項各

号に掲げる区分の変更に係る届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(40) 第24条の39第1項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者に対し、報告若しくは帳簿書類等の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(41) 第24条の39第4項の規定に基づき、市町村長の求めに応じて同条第1項の権限を行ったときに、その結果を当該市町村長に通知すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(42) 第24条の40第1項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(43) 第24条の40第2項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者が勧告に従わなかった旨を公表すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(44) 第24条の40第3項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(45) 第24条の40第5項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者が同条第3項の規定による命令に違反したときに、当該違反の内容を関係市町村長に通知すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第17項中第21号を第28号とし、第12号から第20号までを7号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の7号を加える。

(12) 第21条の5の25第2項の規定に基づき、指定障害児事業者等からの業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(13) 第21条の5の25第3項の規定に基づき、指定障害児事業者等からの届出事項に変更があった旨の届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(14) 第21条の5の25第4項の規定に基づき、指定障害児事業者等からの同条第2項各号に掲げる区分の変更に係る届出を受理すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(15) 第21条の5の26第1項の規定に基づき、指定障害児事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類等の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(16) 第21条の5の27第1項の規定に基づき、指定障害児事業者等に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(17) 第21条の5の27第2項の規定に基づき、指定障害児事業者等が勧告に従わなかった旨を公表すること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

(18) 第21条の5の27第3項の規定に基づき、指定障害児事業者等に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（札幌市の区域に係るものを除く。）。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第19項中「障害者自立支援法（）」を

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に改め、同項第54号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同表の総合振興局等の本庁水産林務部の分掌事項第15項第16号中「第22条の15」を「第72条」に改め、同表の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項第4項中第12号を第19号とし、第11号を第15号とし、同号の次に次の3号を加える。

(16) 第77条の31第2項の規定に基づき、職員に、指定確認検査機関の事務所に立ち入り、確認検査の業務の状況等を検査させ、又は関係者に質問させること。

(17) 第77条の32第1項の規定に基づき、指定確認検査機関に対し、照会に係る事項の通知等を行うこと。

(18) 第77条の32第2項の規定に基づき、指定確認検査機関に対し、必要な措置をとるべきことを指示すること。

別表第4の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項第4項中第10号を第14号とし、第1号から第9号までを4号ずつ繰り下げ、第5号の前に次の4号を加える。

(1) 第6条の2第10項の規定に基づき、確認審査報告書等を受理すること。

(2) 第6条の2第11項の規定に基づき、建築主等に対し、同条第1項の確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しない旨を通知すること。

(3) 第7条の2第6項の規定に基づき、完了検査報告書等を受理すること。

(4) 第7条の4第6項の規定に基づき、中間検査報告書等を受理すること。

別表第4の総合振興局等の事項の次に次の1事項を加える。

心身障害者総合相談所

1 身体障害者福祉法の施行に関する事務

(1) 第15条第1項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付の申請を受理すること。

(2) 第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳を交付すること。

(3) 第15条第5項の規定に基づき、障害が身体障害者福祉法別表に掲げるものに該当しないことを通知すること。

(4) 第16条第1項又は第2項の規定に基づき、身体障害者手帳の返還を受理し、又は返還を命ずること。

(5) 第16条第4項の規定に基づき、市町村からの通知を受理すること。

(6) 身体障害者福祉法施行令（以下この項において「政令」という。）第9条の規定に基づき、身体障害者手帳交付台帳を備え、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載すること。

(7) 政令第10条の規定に基づき、身体障害者手帳を再交付すること。

別表第4の保健所の事項第8項中「障害者自立支援法の」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(査監設置規程の一部改正)

第 1 条 査監設置規程 (平成 9 年北海道訓令第 10 号) の一部を次のように改正する。
第 7 条中「出納局 査課」を「出納局財務指導課」に改める。
(北方領土対策本部規程の一部改正)

第 2 条 北方領土対策本部規程 (昭和 59 年北海道訓令第 13 号) の一部を次のように改正する。
第 4 条の見出し及び同条第 1 項中「副本部長」を「北方領土対策局長、参事」に改め、
同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「副本部長」を「北方領土対策局長、参事」
に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「副本部
長」を「参事」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4
項中「副本部長は、本部長」を「参事は、北方領土対策局長」に改め、同項を同条第 5 項
とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 北方領土対策局長は、本部長を補佐し、上司の命を受け、本部の事務を掌理する。

第 6 条中「本部長」を「北方領土対策局長」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 4 条」を「第 4 条第 2 項」に、「副本部長」を「参事」に改め、同
項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「 (昭和 41 年北海道訓令第 3 号) 第 4 条」を「第 4 条
第 2 項」に、「本部長」を「北方領土対策局長」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に
第 1 項として次の 1 項を加える。

北海道事務決裁規程 (昭和 41 年北海道訓令第 3 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づく部長
の行う専決に関しては、本部においては、本部長が行う。

第 8 条第 1 項中「本部の事務に係る総務部長」を「本部長」に、「北海道事務決裁規程
第 13 条の規定にかかわらず、本部長が行い、総務部長及び本部長」を「北方領土対策局長
が行い、本部長及び北方領土対策局長」に、「副本部長」を「参事」に改め、同条第 2 項
中「本部長」を「北方領土対策局長」に、「副本部長」を「参事」に改め、同条第 3 項中
「副本部長」を「参事」に改める。

(競争入札参加者審査委員会規程の一部改正)

第 3 条 競争入札参加者審査委員会規程 (昭和 48 年北海道訓令第 6 号) の一部を次のように
改正する。

第 7 条第 4 項中「建設部建設管理局建設業担当局長」を「建設部建設政策局建設業担当
局長」に改める。

別表中「建設管理局建設業担当局長 建設管理局建設情報課長」を「建設政策局建設業
担当局長 建設政策局建設管理課長」に、「出 納 局 総務課長」を「出 納 局
財務指導課長」に改める。

附 則

別表第 5 の 13 の事項第 32 号中「第 6 条」を「第 11 条」に改め、同事項第 33 号中「第 8 条第
1 項」を「第 13 条第 1 項」に改め、同事項第 34 号中「第 12 条」を「第 17 条」に改め、同事項
第 35 号中「第 14 条」を「第 19 条」に改め、同事項第 36 号中「第 15 条」を「第 20 条」に改め、
同事項第 37 号中「第 17 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改め、同事項第 38 号中「第 19 条」を
「第 25 条」に改め、同事項第 39 号中「第 20 条」を「第 26 条」に改め、同事項第 40 号中「第 21
条」を「第 27 条」に、「第 17 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改め、同事項第 41 号中「第 22
条第 1 項ただし書」を「第 28 条第 1 項ただし書」に改め、同事項第 42 号中「第 5 条」を「第
11 条」に改め、同事項第 43 号から第 46 号までの規定中「第 3 条」を「第 9 条」に改め、同表
の 23 の事項中第 12 号を第 19 号とし、第 11 号を第 15 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(16) 第 77 条の 31 第 2 項の規定に基づき、職員に、指定確認検査機関の事務所に立ち入り、
確認検査の業務の状況等进行检查させ、又は関係者に質問させること。

(17) 第 77 条の 32 第 1 項の規定に基づき、指定確認検査機関に対し、照会に係る事項の通
知等を行うこと。

(18) 第 77 条の 32 第 2 項の規定に基づき、指定確認検査機関に対し、必要な措置をとるべ
きことを指示すること。

別表第 5 の 23 の事項中第 10 号を第 14 号とし、第 1 号から第 9 号までを 4 号ずつ繰り下げ、
第 5 号の前に次の 4 号を加える。

(1) 第 6 条の 2 第 10 項の規定に基づき、確認審査報告書等を受理すること。

(2) 第 6 条の 2 第 11 項の規定に基づき、建築主等に対し、同条第 1 項の確認済証の交付
を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合しない旨を通知すること。

(3) 第 7 条の 2 第 6 項の規定に基づき、完了検査報告書等を受理すること。

(4) 第 7 条の 4 第 6 項の規定に基づき、中間検査報告書等を受理すること。

別表第 6 の会計管理者の決裁事項の項中「出納局長」を「出納局次長」に、「出納局次
長」を「出納局総務課長」に改め、同表の危機管理監、地域振興監、観光振興監、食産業振
興監及び食の安全推進監の決裁事項の項中「危機管理監」の次に「、交通企画監」を加え、
同表の消防学校長の決裁事項の項中「教務課長」を「総務課長」に改め、同表の衛生学院長
の決裁事項の項を削る。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

北海道訓令第 6 号

本 庁
出 先 機 関

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。				
北海道 北海道教育委員会訓令 北海道警察本部				
北海道 北海道教育委員会訓令第 1 号 北海道警察本部				
庁 中 一 般 部 局				
北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成25年 3 月29日				
北海道知事 高橋 はるみ 北海道教育委員会委員長 鷹 野 正 義 北海道警察本部長 園 田 一 裕				
北海道経済・雇用対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令 北海道経済・雇用対策推進本部設置規程（平成15年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。				
第 6 条第 2 項中「総合政策部長」の次に「、交通企画監」を加える。				
別表中「 <table><tr><td>総 合 政 策 部 長</td></tr></table> 」を「 <table><tr><td>総 合 政 策 部 長</td></tr><tr><td>交 通 企 画 監</td></tr></table> 」に改める。		総 合 政 策 部 長	総 合 政 策 部 長	交 通 企 画 監
総 合 政 策 部 長				
総 合 政 策 部 長				
交 通 企 画 監				
附 則 この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。				